

# 名家連ニュース

令和2年9月10日(木)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 堀田 明  
TEL/FAX(052)846-5576 NO.750号

## 障害年金復習シリーズ②② 総合評価の際に考慮すべき要素の例

URL [『国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る等級判定ガイドライン』](#)を開いてください

### ❖ 総合評価の際に考慮すべき要素の例

診断書の記載項目(「日常生活能力の程度」及び「日常生活能力の判定」を除く。)を5つの分野(現在の病状又は状態像、療養状況、生活環境、就労状況、その他)に区分し、分野ごとに総合評価の際に考慮することが妥当と考えられる要素とその具体的な内容例を示したもの(次ページの「表」を参照)。

### ❖ 等級判定にあたっての留意事項

#### (1) 障害等級の目安

① 「日常生活能力の程度」の評価と「日常生活能力の判定」の平均との整合性が低く、参考となる目安がない場合は、必要に応じて診断書を作成した医師(以下「診断書作成医」という。)に内容確認をするなどしたうえで、「日常生活能力の程度」及び「日常生活能力の判定」以外の診断書等の記載内容から様々な要素を考慮のうえ、総合評価を行う。

② 障害等級の目安が「2級又は3級」など複数になる場合は、総合評価の段階で両方の等級に該当する可能性を踏まえて、慎重に等級判定を行う。



#### (2) 総合評価の際に考慮すべき要素



① 考慮すべき要素は例示であるので、例示にない診断書の記載内容についても同様に考慮する必要があり、個別の事案に即して総合的に評価する。

② 考慮すべき要素の具体的な内容例では「2級の可能性を検討する」と記載しているが、例示した内容だけが「2級」の該当条件ではないことに留意する。

③ 考慮すべき要素の具体的な内容例に複数該当する場合であっても、一律に上位等級にするのではなく、個別の事案に即して総合的に評価する。

#### (3) 総合評価

① 診断書の記載内容に基づき個別の事案に即して総合的に評価した結果、目安と異なる等級になることもあり得るが、その場合は、合理的かつ明確な理由をもって判定する。

② 障害認定基準に規定する「症状性を含む器質性精神障害」について総合評価を行う場合は、「精神障害」「知的障害」「発達障害」の区分にとらわれず、各分野の考慮すべき要素のうち、該当又は類似するものを考慮して、評価する。



## 表2 「総合評価の際に考慮すべき要素の例」を抜粋して掲載します

① 現在の病状又は状態像

|      | 考慮すべき要素   | 具体的な内容例  |
|------|---|--|
| 精神障害 | ○ 統合失調症については、妄想・幻覚などの異常体験や、自閉・感情の平板化・意欲の減退などの陰性症状（残遺状態）の有無を考慮する。                                  | ・ <u>陰性症状（残遺状態）が長期間持続し、自己管理能力や社会的役割遂行能力に著しい制限が認められれば、1級または2級の可能性を検討する。</u>     |
|      | ○ 気分（感情）障害については、現在の症状だけでなく、症状の経過（病相期間、頻度、発病時からの状況、最近1年程度の症状の変動状況など）及びそれによる日常生活活動等の状態や予後の見通しを考慮する。 | ・ <u>適切な治療を行っても症状が改善せず、重篤なそうやうつ症状が長期間持続したり、頻繁に繰り返している場合は、1級または2級の可能性を検討する。</u> |

② 療養状況

|      | 考慮すべき要素                                | 具体的な内容例  |
|------|--|--|
| 精神障害 | ○ 入院時の状況（入院期間、院内での病状の経過、入院の理由など）を考慮する。 | ・ <u>病棟内で、本人の安全確保などのために、常時個別の援助が継続して必要な場合は、1級の可能性を検討する。</u>  |
|      | ○ 在宅での療養状況を考慮する。                       | ・ <u>在宅で、家族や重度訪問介護等から常時援助を受けて療養している場合は、1級または2級の可能性を検討する。</u> |

③ 生活環境

|      | 考慮すべき要素                        | 具体的な内容例  |
|------|--------------------------------|--|
| 共通事項 | ○ 家族等の日常生活上の援助や福祉サービスの有無を考慮する。 | ・ <u>独居であっても、日常的に家族等の援助や福祉サービスを受けることによって生活できている場合（現に家族等の援助や福祉サービスを受けていなくても、その必要がある状態の場合も含む）は、それらの支援の状況（または必要性）を踏まえて、2級の可能性を検討する。</u> |

④ 就労状況

|      | 考慮すべき要素                         | 具体的な内容例  |
|------|---------------------------------|--|
| 共通事項 | ○ 相当程度の援助を受けて就労している場合は、それを考慮する。 | ・ <u>就労系障害福祉サービス（就労継続支援A型、就労継続支援B型）及び障害者雇用制度による就労については、1級または2級の可能性を検討する。就労移行支援についても同様とする。</u><br>・ <u>障害者雇用制度を利用しない一般企業や自営・家業等で就労している場合でも、就労系障害福祉サービスや障害者雇用制度における支援と同程度の援助を受けて就労している場合は、2級の可能性を検討する。</u> |